

開 会 　　ただいまより、令和 7 年 8 月教育委員会定例会を始めさせていただきます。初めに、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 　　教育長挨拶。

次長 　　それでは、会議録署名人の指名及び、会議録作成人の指名について教育長よりお願いします。

教育長 　　会議録署名人の指名でございますが、規則第 1 7 条第 2 項によりまして、C 委員をお願いいたします。会議録作成人につきましては、規則第 1 8 条第 2 項によりまして、事務局をお願いいたします。

次長 　　それでは、会議次第 5 付議事項、会議次第 6 報告事項に入らせていただきます。進行につきましては教育長よりお願いいたします。

教育長 　　それでは、進行させていただきます。議案第 1 4 号 工事請負契約の締結（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料に基づき、議案第 1 4 号工事請負契約の締結（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）について、説明。

教育長 　　ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等ございますか。

A 委員 　　保証は、どのくらいの期間ありますか。

事務局 　　メーカー保証は、1 年間です。また、保守に入るとその費用の方がかかってしまうため、故障の際は通常の修理をしていく予定です。

A 委員 　　メンテナンスはありますか。

事務局 　　定期的ではありませんが、教育委員会で散発的に実施していきます。

教育長 　　体育館の大きなエアコンは、先生方が自分たちで簡単に掃除ができる形のものになっているので、業者が入らなくても管理がしやすくなっています。小学校の体育館エアコンも大掃除などで先生方が掃除をしています。

教育長 　　他にご質問等ございますか。他にご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第 1 4 号工事請負契約の締結（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）について、ご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第 1 5 号令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料に基づき、議案第 1 5 号令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について、説明。

事務局 　　資料に基づき、議案第 1 5 号令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）について、説明。

事務局 資料に基づき、議案第15号令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

小学校のカーテンは、体育館の上に付いている三角窓に設置しているもので、統合前から使用していましたが動かなくなっていました。光取りのために高いところにありますが、運動時にまぶしくならないように閉めっぱなしにしているものです。

C委員 今回新しくするのならば、気温が暑いこともあるので遮熱性のものにするのはいかがですか。

事務局 中学校で暗幕を含めた遮熱性のカーテンの見積もりをとりましたが、3～400万円との金額だったため、検討しているところです。

A委員 普通のカーテンと比べて、どのくらい上がりますか。

事務局 受注生産のため、非常に高いです。

A委員 桁が一つ変わるくらいですか。

事務局 はい。

教育長 公民館は引っ越しがありますので、公民館にあるものは別の場所に移さなければなりません、その場所がありませんので、備品倉庫を設置します。

A委員 倉庫は、借りるのではなく建てるのですか。

事務局 建てます。新しい複合庁舎は、規模が縮小される予定のため、その後も備品倉庫は活用していくことになると考えています。

教育長 引っ越し費用もかなりかかります。

事務局 人件費の高騰もあり上がっているようです。

教育長 海洋センタートイレは利用者がいるので早急に直していただきたいところですが、配管の関係で難しいようです。

事務局 床には通せる場所がなく、配管を1階天井と2階の床の間を通す予定です。

教育長 他にご質問ございませんか。ご質問等ないようなのでお諮りします。議案第15号令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第16号令和6年度一般会計主なる施策の成果について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第16号令和6年度一般会計主なる施策の成果について、説明。

事務局 資料に基づき、議案第16号令和6年度一般会計主なる施策の成果について、説明。

事務局 資料に基づき、議案第16号令和6年度一般会計主なる施策の成果について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

海洋センターでは、ろ過機が更新されました。

A委員 水の汚れ等の違いはわかりますか。

事務局 よく見ないと分からないですが、今年はきれいな水になっています。

教育長 かなりきれいだと思います。

A委員 設置から30年とありますが、本来の更新の時期はありますか。

事務局 正式なものではありませんが、設備の耐用年数は15年程度かと思えますので、もった方だと思います。

教育長 海洋センタープールは、1年中実施しているわけではないからかもしれませんね。

C委員 今回の更新は、水質検査で問題があったからですか。

事務局 いいえ。水質検査は問題ありませんでしたが、昨年、備品がもうないとの話があり、年数も経過していたことから更新となりました。

教育長 他にご質問ございませんか。ご質問等ないのでお諮りします。案第16号令和6年度一般会計主なる施策の成果について、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第17号五霞町B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号五霞町B&G海洋センター管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第19号五霞町B&G海洋センター使用規則の一部を改正する規則について、関連する3件を一括にて事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第17号五霞町B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号五霞町B&G海洋センター管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第19号五霞町B&G海洋センター使用規則の一部を改正する規則について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

B委員 テニスコートの使用はB&Gの管轄ですか。

事務局 はい。学校開放で利用いただいております。こちらに関しては引き続き無

料です。

B委員 分かりました。プールのことで質問を受けたのですが、以前はプール利用時に名簿記入をしていたがなくなっていたとの話を聞きましたがいかがですか。

事務局 コロナが流行っていた際は名簿記入をしていただいていたのですが、現在はやっておりません。

B委員 ご質問の方の低学年のお孫さんのみでプールを利用したことがあり、万が一の時に名簿に連絡先があれば連絡がいただけると思うとお話ししていましたので何か対応策はありますか。

教育長 B & G職員に連絡先をお知らせしておいてもらうのがよいかと思いますが、次年度に向けて検討も必要だと思います。

事務局 はい。今後については、検討していきます。

A委員 29ページの(10)について詳しくお聞きしたいのですが、7割5分免除の根拠はありますか。また、どんな団体が該当しますか。友だち同士の集団でも該当しますか。

事務局 こちらの規則については、町で「公共施設使用料設定に関する基本的な考え方」が示されましたので、それに基づき、設定してあります。

団体については、団体の設立目的に沿った活動で利用するとき該当となっています。

教育長 集団で来た団体ではなく、日頃から活動している団体と言うことですね。

事務局 基本は、団体規程の扱いになるので近所の方が集まっただけでは団体にはならないと思います。自主クラブの運営を日頃からしていれば可能かと思います。

C委員 全員が町内の方じゃないといけないなどありますか。色々なケースが想定されますので大変そうですね。

事務局 そちらに関しては、貸出しについてのマニュアルを作成しているので様々なケースを想定しておき、貸出したいと思います。

事務局 人数の件ですが、第6条第2項第3号に規程がありますので、この条件を満たしている必要があります。

事務局 先ほどの説明に追加ですが、(7)～(10)を受ける場合は、第6条の減免団体登録がされている必要がありますので、こちらに登録されている団体となります。

教育長 他にご質問ございませんか。ご質問等ないようなのでお諮りします。議案第17号五霞町B & G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号五霞町B & G海洋センター管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第19

号五霞町B&G海洋センター使用規則の一部を改正する規則について、ご異議ございませんか。

全委員
教育長

異議なし。

それでは異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第20号区域外就学について、事務局より説明をお願いします。

事務局
教育長

資料に基づき、議案第20号区域外就学について、説明。

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。ご質問等ないのでお諮りします。議案第20号区域外就学について、ご異議ございませんか。

全委員
教育長

異議なし。

それでは異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第21号令和7年度（令和6年度対策事業）五霞町教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料に基づき、議案第21号令和7年度（令和6年度対策事業）五霞町教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について、説明。

事務局

資料に基づき、議案第21号令和7年度（令和6年度対策事業）五霞町教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について、説明。

事務局

資料に基づき、議案第21号令和7年度（令和6年度対策事業）五霞町教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について、説明。

教育長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。ご質問等ないのでお諮りします。議案第21号令和7年度（令和6年度対策事業）五霞町教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について、ご異議ございませんか。

全委員
教育長

異議なし。

それでは異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、報告第17号B&G財団及び関東ブロックB&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定の締結について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料に沿って、報告第17号B&G財団及び関東ブロックB&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定の締結について、説明。

教育長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。ご質問等ないので報告第17号については報告のとおりといたします。続きまして、報告第18号9月の行事予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料に基づき、報告第18号9月の行事予定について、説明。

事務局

資料に基づき、報告第18号9月の行事予定について、説明。

事務局

資料に基づき、報告第18号9月の行事予定について、説明。

教育長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質

間等ございますか。

- A委員
事務局
教育長
事務局
- 小学5年生の九十九里から変更になった宿泊学習の視察はしますか。
実施予定はありません。
ご質問等ございますか。ご質問等ないようなので報告第18号9月の
行事予定については報告のとおりといたします。それでは、その他に入
らせていただきます。事務局お願いします。
- 資料に基づき、令和7年度茨城県県西地方市町村教育委員会連絡協議
会教育委員視察研修会について、説明。出欠について、確認させていた
だきます。
- A委員
B委員
C委員
D委員
事務局
教育長
次長
- 出席できます。
出席できます。
所用があるため、欠席します。
出席できます。
分かりました。それでは、五霞町中央公民館に7：50集合出発とさ
せていただきますので、よろしく申し上げます。
他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。すべての議事を終
了しましたので、進行を事務局へお返しします。
それでは、9月の定例会は9月16日火曜日午前9時30分から開催
いたします。
以上をもちまして、8月教育委員会定例会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。